

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十六日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六 四）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号中「百分の百十五」を「百分の百二十五」に、「百分の百九十」を「百分の二百十」に、「百分の百三十九」を「百分の百四十九」に、「百分の二百三十」を「百分の二百五十」に改め、同項第二号中「百分の百三・五」を「百分の百十三・五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に、「百分の百二十四・五」を「百分の百三十四・五」に、「百分の百三十九」を「百分の百四十九」に改め、同項第三号中「百分の九十二」を「百分の百二」に、「百分の百十二」を「百分の百二十二」に改め、同項第四号中「百分の八十三・五」を「百分の九十三・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百十二・五」に改める。

第三十条の二第一項中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の警察職員の給料等の支給に関する規則の規定は、令和四年十二月一日から適用する。